

令和5年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会  
議 事 録

令和5年6月19日

山口県日本海海区漁業調整委員会

令和5年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和5年6月19日（月） 午後1時30分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県日本海海区漁業調整委員会会長 濱本 幾男
- 4 開催通知を  
発した日 令和5年6月14日（水）
- 5 通知した項目
  - (1) 議題
    - 第1号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
    - 第2号議案 山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について
  - (2) その他（報告事項）
    - ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
    - イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について
- 6 出席者
  - (委員：12名)  
濱本 幾男、中島 均、森澄 一實、近本 佐知子、吉村 正義、藤田 昭夫、  
南野 市治、西島 正明、久原 隆義、佃 幸治、水津 克紀、濱谷 正
  - (県及び事務局)

水産振興課	課長	澁谷 賢司
生産振興班	主幹	木嶋 久登
	主任	廣畑 二郎
漁業調整取締班	主査	吉中 強
	主任	枝廣 直樹
下関水産振興局	主査	金近 哲彦
萩・長門農林水産事務所	主任技師	岡本 訓明
事務局	事務局長	向井 秀
	書記	土井 健一
	書記	中元 佑香
- 7 傍聴人 なし

## 8 付議事項及び審議結果

### (1) 議題

第1号議案 特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）

#### 【審議結果】

特に異議はない旨の答申をすることとした。

第2号議案 山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について

#### 【審議結果】

原案のとおり変更することを決定した。

### (2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）水産振興課から説明を受けた。

イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について事務局から報告を受けた。

## 9 審議の概要

向井事務局長 それでは、定刻前ではございますが、出席予定者が全員ご出席ですので、ただ今から令和5年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は委員定数15名のうち、12名の委員に御出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして、濱本会長から御挨拶をお願いします。

濱本会長 多忙な折、委員の皆様にはご参集いただきありがとうございます。本日は、今年度2回目の委員会ということで、次第のとおり議事が予定されておりますので、慎重な審議をお願いします。

円滑な議事進行にもご協力をお願い致しまして、はなはだ簡単ですが、挨拶に替えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

向井事務局長 ありがとうございます。

それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は濱本会長をお願い致します。

濱本会長

議事に先立ち、まずは議事録署名人を指名いたします。

今回は近本委員、中島委員にお願いします。

それでは第1号議案「特定水産資源（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群）に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局から説明をお願いします。

土井書記

事務局の土井です。

資料の1ページをお開きください。令和5年6月16日付けで山口県知事から当海区漁業調整委員会会長あてに諮問がなされております。

説明につきましては、水産振興課からお願いします。

廣畑主任

水産振興課の廣畑です。

まず、初めにさば類の東シナ海系群のTAC管理ですが、管理期間は、令和4年7月から令和5年6月までの1年間です。

管理区分を中型まき網漁業とその他の漁業の2つに分けて管理をしています。

管理区分の1つであります中型まき網漁業については、5月中旬以降漁獲が積み上がりまして、漁獲枠が逼迫している状況であり、非常に苦しい管理を強いられている状況です。

今回の変更は、この中型まき網漁業の配分数量を増やすものです。

それでは、資料に基づいて説明します。

資料3ページをご覧ください。

まず、手続きの流れですが、これはTAC設定の際に毎回説明させていただいています。

手続きとしては、5段階あります。

まず、国が都道府県ごとの割当数量を設定、知事は県資源管理方針の配分の基準に従って知事管理区分ごとの漁獲可能量を設定、変更、知事は、関係海区漁業調整委員会に諮問、農林水産大臣がこれを承認、知事は設定、変更した知事管理区分ごとの漁獲可能量を遅滞なく公表という手続きで行われます。

今回は、③の関係海区漁業調整委員会に諮問という手続きになります。

次に知事管理漁獲可能量の変更状況について説明します。

さば類の漁獲可能量は、昨年6月28日に当初配分、1,100トンの設定を行っています。

資源管理方針別紙の配分基準に基づいて、中型まき網漁業にはそのうちの8割であります880トン进行配分しています。

また、9月と12月には国留保枠からの追加配分ということで、9

月には1,000トン、12月には500トンの追加配分を受けましてそれぞれ漁獲可能量を変更しています。

そして今年の中旬以降、中型まき網漁業の漁獲が急激に積み上がりまして、その対応として鹿児島県から300トンの融通を受けることとなりまして、6月7日に漁獲可能量の変更を行っています。

なお国からの配分変更、追加配分と融通については、資源管理方針の配分基準に基づきまして、中型まき網漁業に8割を配分して漁獲可能量を変更しております。

4ページに移りまして、知事管理漁獲可能量の消化状況について説明します。

6月16日時点のものになります。

中型まき網漁業については、残量が109トン、消化率は95.3%となっておりまして、漁獲枠が逼迫しております。

一方で、その他の漁業については、漁獲可能量の残量が199トン、消化率65.7%となっておりまして、比較的余裕のある状況となっております。

続きまして知事管理漁獲可能量の変更についてです。

まず、山口県資源管理方針における規定ですが、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準では、本県に配分された漁獲可能量のうち、8割を中型まき網漁業に配分することになっています。

ただし、この規定に関わらず数量の融通の結果、知事管理区分の数量変更が生ずる場合には、あらかじめ両海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により知事管理区分の配分量を変更するものとされています。

次に変更内容ですが、中型まき網漁業の円滑な漁業操業を図るとともに、都道府県漁獲可能量の消化率を高めるため、漁獲枠が逼迫しつつある山口県さば類中型まき網漁業区分への配分数量を変更させていただきたいと考えております。

変更方法ですが、5月中旬以降の急激な漁獲量の積み上げを受けて、鹿児島県から300トンの融通をいただきまして、これについては、県方針別紙の配分基準に従いまして、山口県さば類中型まき網漁業に8割の240トンを配分して、6月7日に漁獲可能量を変更しています。

今回は、中型まき網漁業の漁獲枠が逼迫している状況を踏まえまして6月7日の鹿児島県からの融通分の残り60トンについても、中型まき網漁業区分に配分を行いたいと考えています。

簡単に申しますと鹿児島県からの融通分300トン、これを緊急避難的な措置として中型まき網区分へ全量配分することになります。

下の表が変更内容を示したのものになります。

山口県さば類中型まき網漁業については、2,320トンから60トン増えまして、2,380トン、またその他の漁業については、目安数量が580トンから60トン減って520トンになります。

その他の漁業は目安数量が60トン減少することになりますが、漁獲枠は変更後も140トン程度残っています。

その他の漁業の6月の漁獲量は4トン程度でありまして、過去3年の6月の平均漁獲量も3トン程度であり、140トンの漁獲枠があれば枠を超過するリスクは低いと思われます。

次のページに移ります。

令和4管理年度における国からの配分変更による知事管理漁獲可能量の変更方法についてということで、付帯決議の変更について説明します。

当初配分の設定の際に付帯決議をいただいています。

その時の付帯決議では、国からの配分変更によって漁獲枠変更が生じた際には、円滑な漁業操業を継続するため資源管理方針別紙の配分基準、中型まき網漁業に8割を配分するという基準になりますが、これに基づき知事管理漁獲可能量を変更し、変更内容を事後報告することについて付帯決議をいただいています。

鹿児島県から6月下旬に予定している200トンの追加融通については、資源管理方針別紙の配分基準に基づいて中型まき網漁業区分に8割の160トン进行配分し、残りの40トンについては、各区分における漁獲可能量の消化率を踏まえて必要な区分に配分することについて了解をいただきたい。

それに加えて残りの管理期間において、どちらかの管理区分の漁獲枠が逼迫した場合には、関係漁業者の意見を聴いて、必要な量を当該区分に配分することについて了解をいただきたい。

説明は以上です。

濱本会長                   ただ今説明がありましたが、どなたかご意見、ご質問はありますか。

森澄委員                   久々に嬉しい大漁の話をお聞きました。  
単価はどのくらいでしょうか。

廣畑主任                   10kgで1,000円です。

木嶋主幹                   10kgで1,500円していたのですが、価格が下落して1,000円になっています。

森澄委員                   はい、分かりました。

藤田委員                    ちよつといいですか。  
                                  その他の漁業の現時点での残量が199トンですね。

木嶋主幹                    60トンを引きますので、139トンです。

藤田委員                    139トンということですが、6月の残りの10日間で、その他の漁業は、例年どれぐらいの水揚げがありますか。

廣畑主任                    その他の漁業の6月の水揚量ですね。  
                                  今月については、先週の6月16日時点で4トンほどの水揚げがあります。  
                                  過去3年間の6月の平均水揚量は、だいたい3トン程度です。  
                                  例年どおりの水揚げであれば、140トンあれば漁獲枠としては十分であると思います。  
                                  定置網への大量入網とかがありますので、そこはちよつとなんとも言えないとは思いますが。

藤田委員                    これは、私は何とも不思議に思っています。  
                                  鹿児島の方から300トンの融通を受けていますよね。  
                                  その他の漁業では、3～4トンほどの水揚げしかありません。毎年140トン程度残ります。  
                                  まき網がどんな状況かといいますと、さばがたくさんいて網で巻いても網を解いて逃がしたり、漁止めをしたりしている状況です。  
                                  これを少しでも改善するために、6月に残る130トンをまき網へ融通してやって、獲り切らしたらどうですか。

廣畑主任                    後、10日ほどですが、今週、来週の状況を見て中型まき網へ枠を配分することを検討したいと思います。

藤田委員                    いさきとか獲ってはいけない魚を獲ってはいけませんが、さばは獲れる魚です。  
                                  それが、網を解いて逃がすなり、漁止めをしています。網の中は、さばだけではありません。溜まった魚を皆逃がしている状況です。  
                                  漁止めすれば、沖に出ないから水揚げがありません。これは、まき網にとっては、大きな痛手だと思います。  
                                  そこのところを考慮して、枠を融通してやって枠を残さず使い切る方がよいと思います。

木嶋主幹                    山口県としては、配分を受けた枠は全て消化したいと考えています。  
                                  配分を受けるに当たっては、過去の漁獲がもとになりますので、な

るべく枠を消化した方が良い訳です。

今、廣畑が説明したように資料5ページの上段、「さらに、残りの管理期間において、どちらかの区分の漁獲枠が逼迫した際には、関係漁業者の意見を聞いて、必要な量を当該区分に配分することについて了解をいただきたい。」ということで、提案させてもらった訳です。

藤田委員 私としては、了解したいと思います。

濱本会長 他にございますか。

中島副会長 ちょっといいですか。  
事務的なことですが、さきほどの手順で行けば、今回の変更は水産庁の承認が必要となる訳ですね。

廣畑主任 先ほどの手順で行けば必要となりますが、今回の変更は軽微な変更になります。  
知事管理区分間の枠の変更は、軽微な変更となり、水産庁の承認は必要ありません。

中島副会長 藤田委員が言われたように、枠はできるだけ消化した方がよいと思いますので、方向としては大賛成です。

ただ、気になるのが枠の配分まで県に一任すると委員会で何を審議するのかということになります。

残り10日間という切羽詰まった状況ですので、仕方がないこととは思いますが、ちょっと違和感があります。

枠の配分まで、要は中型まき網に50トン、その他に10トン配分しているところを県に60トンの配分をお任せくださいということですよ。

ちょっと違和感があります。

今回これ以上のことを言うつもりはありませんが、一つ国が使っている留保枠とかの使い方があると思います。

例えば、仮に160トン余裕があるとして、それを留保枠として、かつ目安として何トンかを定置分としておきましょうということであれば、現場の指導もしやすいと思います。そのような方法がとれないのでしょうか。

今回ここまで来ていますので、反対する気持ちはありませんが、次回からは検討してみる必要があると思います。

そちらの方が、事務もスムーズに行くと思います。

それと気になるのが、今残っている枠の配分について、大体の目安を決めておいた方がよいと思います。



濱本会長           それは、双方に了解を得た上で、県は進めるということでしょう。  
県は漁業者の理解を得た上で進めて行くということですので、問題は起こらないと思います。

中島副会長           その辺の説明なりをよろしくお願いします。

藤田委員           今、中島副会長が言われたことは、全くそのとおりだと思いますので、よろしくお願いします。

廣畑主任           委員さんが言われたことを参考に検討して行きたいと思います。

藤田委員           私の意見も参考になれば、検討してみてください。

吉村委員           今年は、さばが多いでしょう。大中型まき網は、TAC枠まで獲らないようにしています。

このまわりに大中型まき網はいません。

私が言いたいのは、大中型まき網は、TAC制度ができた後、小さいのを漁獲しても金にならないので、大きいさばを狙い、魚探とかで大きさを判別して漁をしています。

だからさばが増えたのだと思います。

はえ縄をしてもさばが追ってきます。

だから、大型のまき網がこちらの沖で操業しなければ、魚は増えるということです。

それを大中型まき網の連中にいつも言っています。

全国のまき網との会議に出席しますが、今、TAC制度ができたから彼らも効率の良い操業をし始めました。

今、この沖には大型のまき網は1隻もいません。彼らは、小さなさばを獲ってもお金にならないし、獲ればTAC枠がいっぱいになってしまうからです。

今年は、定置にぶりが入らなかったでしょう。大型のまき網は、そういった金になる魚を狙って操業するようになっています。

いままで自由奔放に獲っていましたが、狙いを定めて操業するようになっています。

その影響で、中型まき網のさばがたくさん獲れるようになった訳です。

森澄委員           4～5年様子を見てみないと分かりません。

吉村委員           200トン、300トンのまき網が江崎の沖まで来て操業していた

訳ですが、TAC制度ができた後はそのようなことはありません。

濱本会長            それでは、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする。」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

濱本会長            異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続きまして、第2号議案「山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

土井書記            事務局の土井です。

資料の6ページをお開きください。改正理由が記載されています。

会議の緊急的な開催等により会議の開催場所に委員が参集することが困難な場合、パソコン等の情報通信機器を活用した委員の会議、所謂、WEB会議への出席が可能であることを明示するため、山口県日本海・瀬戸内海海区漁業調整委員会運営規程を一部改正するものです。

改正内容については、その下に記載されてあるように、以下の規定を新たに追加するというので、第4条第6項として、「会議の緊急開催等により、会議の開催場所に委員が参集することが困難な場合、委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。」という規定が追加されます。

7ページに新旧対照表を掲載しています。

第4条に新たにさきほど説明した第6項を追加するものです。

8ページ以降に運営規程の全文を掲載しております。

問題がなければ、今日の日付で施行したいと思います。

以上で説明を終わります。

濱本会長            ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

近本委員            これは、緊急開催とか、そういう時だけですか。

土井書記            基本的には対面での出席をメインに考えています。

ただ、離島とか、怪我とかで出席できない事情がある時とか、出席者が規定数に足りない恐れがある時とかにWEB会議を開催することを考えています。

濱本会長            いいですか。

- 近本委員 労働委員会は、好きな人はテレビで出席されています。
- 向井事務局長 先ほど、本日付で施行と言う話をしましたが、明日の瀬戸内海海区漁業調整委員会が終了した後、施行ということになります。訂正させていただきます。
- 濱本会長 他に意見はございませんか。  
それでは、運営規程の一部改正についてはよろしいですか。
- 異議なしの声-----
- 濱本会長 第2号議案については異議なしと認めます。  
本日の議案は以上となります。  
続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。
- 廣畑主任 水産振興課の廣畑です。  
付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について、さば類資源となります。  
詳細な説明は、先ほどの諮問の際に説明しておりますので、割愛させていただきます。  
一番下の表のところを見てください。  
6月7日に鹿児島県から300トンの枠の融通を受けまして、県全体では2,900トン、中型まき網漁業は2,320トン、その他の漁業は現行水準ということで、知事管理漁獲可能量を変更しています。  
以上です。
- 濱本会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。
- 中島副会長 これに200トンが加わるということですね。
- 廣畑主任 これに200トンが加わります。これについては、次回の委員会で事後報告することになります。
- 中島副会長 先ほど言い忘れましたが、たいへんお疲れでした。  
多分、相当努力されたと思いますので。
- 濱本会長 ただいまの発言、議事録にしっかり残しておいてください。  
続いて、報告事項イ「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総

会の結果について」事務局より報告をお願いします。

向井事務局長

事務局長の向井です。

資料の11ページをお開きください。

令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の総会ですが、4年振りに対面で開催されました。

5月26日、東京都で開催されまして、本県からは、日本海海区の濱本会長、瀬戸内海海区の森友会長、事務局からは私が出席しました。

結果ですが、1号議案令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案、2号議案令和5年度事業計画書案及び収支予算書案について異議なく承認されました。

3号議案の協議事項については、令和5年度要望内容について協議され、異議なく承認されました。

今後、関係省庁に対して要望活動を行う予定です。

来年度の総会については、引き続き東京都で開催することが決定されました。

その他としまして第17期の役員として正副会長が交代しまして、新たな会長は、福島海区会長が会長に選出されました。

表彰行事として海区漁業調整委員会委員表彰がありました。

委員として10年以上就任された方が表彰対象となります。

本海区からは、吉村委員、藤田委員が表彰されています。全国では、106名の委員が表彰されています。

報告は以上です。

濱本会長

ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

よいですか。

事務局の方から何かありますか。

土井書記

1枚紙の令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議（案）という資料をご覧ください。

日本海ブロックの会議の引き受けが、今年は山口県となります。

10月12日、木曜日に下関市のシーモールパレスで開催することを決定しましたのでお知らせします。

2日目に現地視察として下関漁港卸売市場、唐戸市場を視察する予定としています。

本県の日本海海区の委員の皆様にはぜひ出席していただきたいと思っております。

会議次第については、開催が近づいた段階で詳細なものを説明したいと思っております。

以上で説明を終わります。

濱本会長

いいですか。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了しましたが、他に何か  
ありますか。

いいですか。

それでは、以上で本日の委員会を終了します。

慎重な御審議ありがとうございました。

(14:06 終了)

上記のとおり令和5年度第2回山口県日本海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその  
結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和5年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人